

議題(1)

旭川市立地適正化計画の見直しについて



これまでの都市計画審議会と今後のスケジュール

◆ これまでの都市計画審議会の実施について

- 第1回都市計画審議会(開催日:令和5年08月21日(月))
 - ① 市民アンケートの結果について
 - ② 防災指針について(洪水災害(浸水深))
- 第2回都市計画審議会(開催日:令和5年10月18日(水))
 - ① 都市機能分析の結果について
 - ② 防災指針について(洪水災害(浸水深以外), 土砂災害)

◆ 今後のスケジュール

- 第3回都市計画審議会(開催日:令和6年2月6日(火))
- 意見提出手続(パブリックコメント)
 - ・ 実施期間 2月16日(金)~3月18日(月)の約1ヶ月間
- 第4回都市計画審議会
 - ・ 実施予定 3月25日(月)~3月29日(金)のいずれか

第1回都市計画審議会の実施概要

◆ 市民アンケートの結果について

- 6月9日から7月20日までの間で実施したアンケートの結果を説明
- アンケート結果から、基本方針及び誘導施設の見直し要否を審議

◆ 防災指針について(洪水災害(浸水深))

- 洪水災害(浸水深)について、居住誘導区域を決定する際に対象にする想定降雨と浸水深に加え、その被害リスクを踏まえた上での居住誘導区域の設定条件を審議

② 回答者の生活環境

・日常生活に必要なお店が一般的な徒歩圏(800m)にある方は約7割となっています。
 ・バス停の徒歩圏(300m)に住んでいる方は66%、一般的な徒歩圏を含めると96%と高い水準にあり、ほぼ全ての方がバスの利用が可能な環境といえます。

問：食料や日用品を購入することが出来るお店(スーパー、ドラッグストアなど)は歩いて何分かかりますか。
 問：最寄りのバス停まで歩いて何分かかりますか。
 問：最寄りのバス停には何分おきにバスが来ていますか。

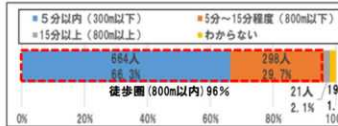


図2-2 最寄りのバス停までの距離

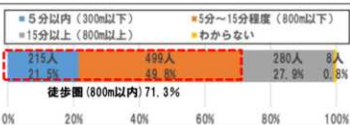


図2-1 食料・日用品店までの距離



図2-3 最寄りのバス停のバス往来頻度

[徒歩圏]※立地適正化計画P55より
 本計画における地域核拠点や居住誘導区域の範囲設定に当たっては「徒歩圏」という考え方を一定の基準としており、その目安として「都市構造の評価に関するハンドブック」(国土交通省)においても示されている。次の数値を原則として採用する。
 [一般的な徒歩圏:800mの範囲 / 高齢者の徒歩圏:500mの範囲 / バス停の徒歩圏:300mの範囲]

3-3【防災指針】居住誘導区域を決定する際の洪水災害の規模とその浸水深の考え方

居住誘導区域を決定する際の洪水災害の規模とその浸水深

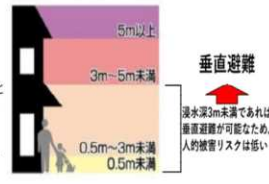
◆ 想定降雨

- 現行 計画規模 (150年に1度の大雨)
- 見直し(案) 最大想定規模 (1000年に1度の大雨)
 - 理由
 - ① 長期的な視点で住民の安全性や快適性を確保する必要のため、想定しうる最大のケースを想定すべきであること
 - ② 1000年に1度の大雨事例が実際にあること
 - ③ 旭川市洪水ハザードマップと整合が図られるため、わかりやすいこと



◆ 浸水深

- 現行 浸水深5m以上を居住誘導区域から除外
- 見直し(案) 浸水深3m以上を居住誘導区域から除外
 - 理由
 - ① 浸水深3~5m未満の場合、自宅の屋根等に避難することで人的被害リスクを回避することが可能ではあるが、その実行性が極めて低いこと
 - ② 浸水深3m未満の場合は、自宅の2階に避難することで人的被害リスクを回避でき、その実効性も高いこと



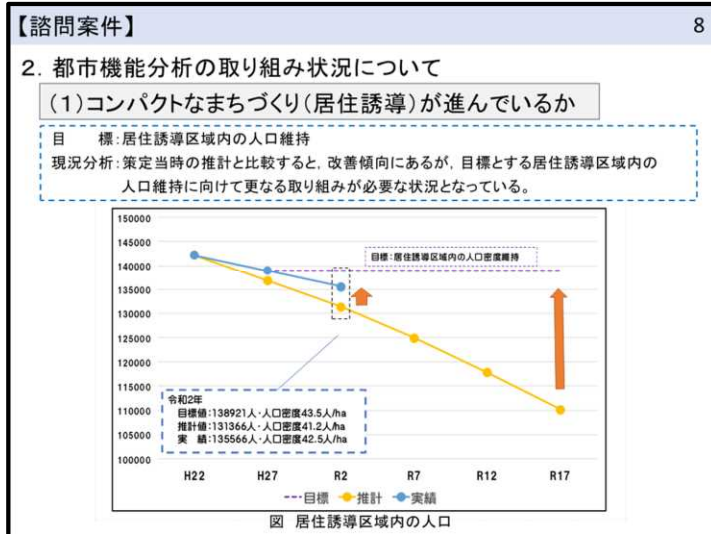
第2回都市計画審議会の実施概要

◆ 都市機能分析の結果について

- 居住誘導区域内の人口推移, 都市機能(商業機能, 医療機能等)の人口カバー率, 公共交通(鉄道・バス)の変化等に関する分析結果を説明
- 分析結果から見直し可否を審議

◆ 防災指針について(洪水災害(浸水深以外), 土砂災害)

- 洪水災害(浸水深以外)及び土砂災害について, 災害リスクを踏まえた上での居住誘導区域の設定条件を審議



目次について

1 旭川市立地適正化計画の策定について**2 本市の現況と将来動向**

人口、高齢者・年少人口の推移や推計を記載

3 現況整理と今後のまちづくりの課題

「2 本市の現況と将来動向」を踏まえた課題を記載

4 立地適正化に向けた基本方針

「3 現況整理と今後のまちづくりの課題」を踏まえた立地適正化の基本方針を記載

5 誘導区域及び誘導施設等の設定

「4 立地適正化に向けた基本方針」を踏まえた誘導区域及び誘導施設の設定方法について記載

6 防災指針 ← 今回の改定に伴い追加された項目

「5 誘導区域及び誘導施設等の設定」で定められた居住誘導区域に残存する災害リスクを明らかにするとともに、防災まちづくりの具体的な取組について記載

※令和2年の都市再生特別措置法の一部改正に伴い防災指針を追加

7 誘導施策と届出

都市機能誘導区域内の高次都市機能等の維持・集積の誘導、及び居住誘導区域内の人口密度の高い居住地の形成を図る上での誘導施策や届出制度について記載

8 計画の実現に向けて

当該計画に係る取組効果の検証を行うための指標と目標値を記載

【1 旭川市立地適正化計画の策定について】 3. 計画の位置付けについて

- ◆ 関連計画名について時点更新
- ◆ 防災指針の追加に伴い、防災に係る関連計画を追加

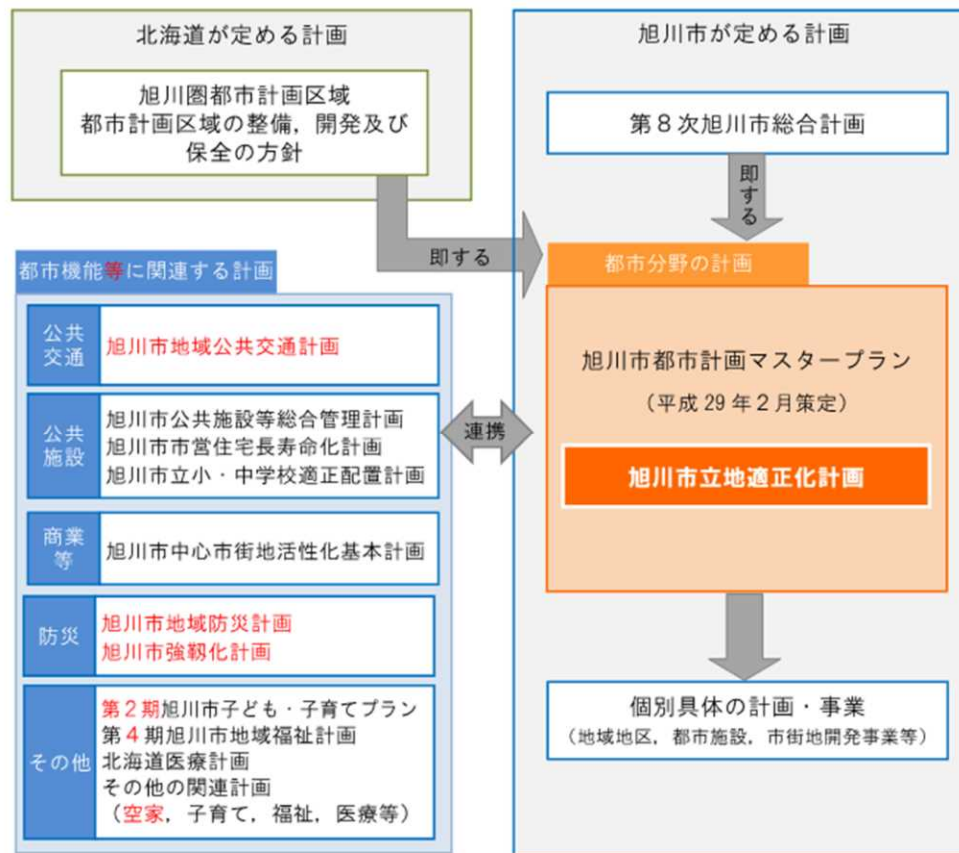


図 計画の位置付け

【2 本市の現況と将来動向】 全般的な内容

◆ 次の内容について時点更新

- 人口(推移・推計, 密度・分布)
- 土地利用(市街化区域, 用途地域, 人口集中地区(DID), 低未利用地, 空き家)
- 都市機能
- 都市交通(道路の整備状況, 公共交通の状況)
- その他(災害, 財政動向, 広域連携)

2 本市の現況と将来動向

2-1. 人口

[1] 推移・推計

① これまでの推移

本市の総人口は国勢調査によると平成7年から減少傾向となっており、平成27年に339,605人、令和2年には329,306人となっています。そのうち約97%が市街化区域内に集中していることから、秩序ある土地利用が図られていると言えます。



(資料：旭川の都市計画の概要 (令和5年度版))

図 区域別人口推移 (S45~R2)

【2 本市の現況と将来動向】 5. その他__[1]災害__②浸水想定区域

- ◆ 対象とする降雨について、平成27年の水防法改正及び平成31年の旭川市洪水ハザードマップ改定を踏まえて次のとおり変更
 - ・ 策定時 おおむね100年～150年に一度発生するような大雨
 - ・ 改定(案) おおむね1000年に一度発生するような大雨
- ◆ おおむね1000年に一度発生するような大雨を想定した浸水想定区域に係る評価として、次の内容を記載
 - ・ 水平避難が必要となるような3m以上の浸水深の区域が分布していること
 - ・ 一般的な住宅の2階まで水没し、人的被害リスクが大幅に増大する浸水深5m以上の区域も分布していること
 - ・ 大雨は、ある程度事前予測が可能な災害であることから、避難所などの安全な場所への水平避難が重要であること
 - ・ 一部の地域では洪水時に使用できない避難所があるため、早めの避難判断が必要であること

【3 現況整理と今後のまちづくりの課題】 1. 現況と将来動向の整理

◆ 「2 本市の現況と将来動向」で示した内容を項目ごとにまとめたもの

◆ 次の項目について時点更新

- ① 人口
- ② 土地利用
- ③ 都市交通
- ④ 災害
- ⑤ 財政

項目	現況と将来動向のまとめ
人口	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 現在の総人口 (R2)：約 33 万人 ※ピーク時 (H7) と比較すると 91% に減少 ◇ 将来推計人口 (R17)：約 28.5 万人 (社人研) ※現在の総人口 (R2) と比較すると 86% に減少 ◇ 特に内環状道路内側において人口減少が進行 ◇ 高齢化率 (R2)：34.1% ※全国平均 (28.6%) より高く、今後も増加する見通し ◇ 若年層の人口が少なく、少子化が進展する見通し ◇ 既成市街地、特に中心市街地において高齢化が進行 ◇ 市街化区域の多くで低密度化 (40 人/ha 未満) が進行 ◇ 市街地縁辺部の新興住宅地を中心に子育て世代が居住 ◇ 一般市街地に居住し、中心市街地で働く生活スタイルが主流
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 人口集中地区 (DID) の人口：H12 以降減少傾向 ◇ 人口集中地区 (DID) の人口密度：37.6 人/ha (R2) ※ピーク時 (S45) の 63 人/ha から大幅に減少 ◇ 低未利用地が中心市街地において増加 ※市全体では市街地縁辺部等での宅地化により減少傾向 ◇ 戸建て空き家戸数は増加傾向
都市機能	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 診療所やスーパー等の商業施設、集会施設は、各地域にバランス良く分布し、カバー率が比較的高い ◇ 病院や文化施設は、立地数が限られており、主に中心市街地に集積し、カバー率が低い ◇ 保育所等の子育て支援施設や福祉施設は、市内全域にわたり数多く分布し、カバー率が高い
都市交通	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 都市計画道路の改良率：約 85% ※北海道平均：約 80% ◇ 公共交通乗降客数は減少傾向、令和 2 年以降は新型コロナウイルスの影響が続いている。

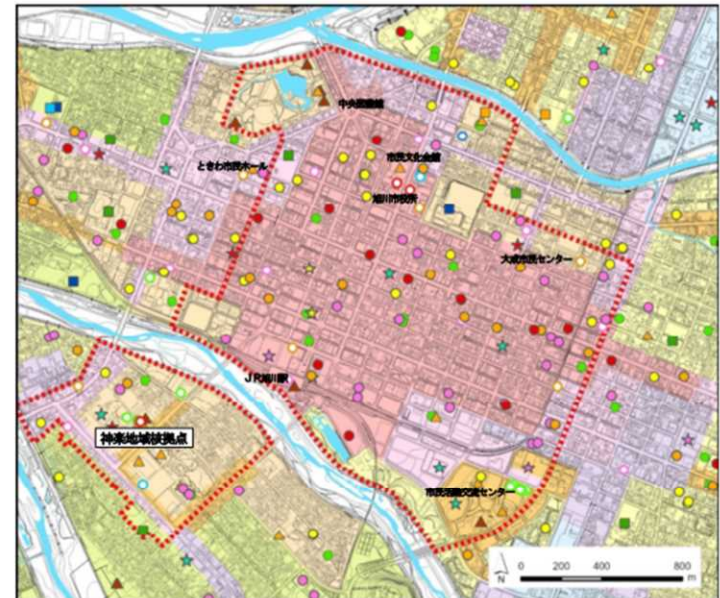
項目	現況と将来動向のまとめ
災害	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 土砂災害警戒区域は、河川沿いの傾斜地などに多く分布 ◇ 大規模盛土造成地は、現時点で災害のおそれは確認されていない。 ◇ 河川沿いの多くの範囲が浸水想定区域 ◇ 河川の合流点や蛇行箇所では浸水深 3m 以上の区域も分布
財政	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 市税収入は、少子高齢・人口減少社会の進行に伴い減少する見通し ◇ 歳出額は、生活保護費をはじめとする扶助費が増加している ◇ 将来必要な施設整備費は、増加する見通しである
広域連携	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 商業圏・通学圏・通勤圏・医療圏の中核都市 ◇ 北海道の拠点都市として、産業、防災など様々な取組のけん引役 ◇ 交通の要衝として、道内各地と結ばれた人流や物流、情報の拠点 ◇ 隣接する鷹栖町、東神楽町と一体の都市計画区域を構成

【4 立地適正化に向けた基本方針】 [1] 都市機能に関する方針

◆ 地域核拠点のカルテを時点更新

◆ 更新内容は次のとおり

- ① 地域内人口
- ② 路線バスの系統数・運行数・時間当たり本数
- ③ 都市機能(病院・診療所等)の配置状況



医療機能	教育機能	商業機能	行政機能	金融機能	用途地域	居住地域
● 病院	■ 小学校	★ スーパー	○ 市の窓口	○ 郵便局	■ 第一種低層住居専用地域	■ 準住居地域
○ 診療所	■ 中学校	☆ 寄合百貨店	○ 道の窓口	○ 文化施設	■ 第二種低層住居専用地域	■ 近隣商業地域
○ 介護福祉施設	■ 高等学校	☆ 専門店	○ 道の窓口	▲ 文化施設	■ 第一種中高層住居専用地域	■ 商業地域
○ 高齢者福祉施設	■ 大学・短大	☆ スーパー・専門店	○ 消防署	▲ 子育て支援施設	■ 第二種中高層住居専用地域	■ 準工業地域
○ 障害者福祉施設	■ その他		▲ 公的集合施設	● 保育所・幼稚園等	■ 第一種住居地域	■ 工業専用地域
					■ 第二種住居地域	■ 地域核拠点

■ 地域内人口：約 28.5 千人 (R2) ■ 路線バス：多方面にて運行

■ 都市機能：病院○・診療所○・高齢者福祉施設○・障害者福祉施設○・小学校○
 ・スーパー○・市窓口○・集会施設○・郵便局○・図書館○・保育所等○
 (○：拠点内にあり ×：拠点周辺になし △：拠点に近接)

■ 拠点の特徴：高次都市機能が多数集積し、公共交通の総合的な結節点で、市内外問わず北
 海道の広域的な拠点となっている。

■ 拠点の分類：**中心市街地**

【4 立地適正化に向けた基本方針】 【2】居住に関する方針_ 利便性の高い都市の骨格となる居住地の形成

- ◆ 主要なバス路線及び道路について、一律、基幹的な交通網としていたが、各種施策を検討又は実施等する上でその位置付けを明らかにする必要があることから、主要なバス路線として位置づけられていたものを「基幹的な公共交通網」、主要道路として位置づけられていたものを「基幹的な道路網」として整理

① 基幹的な公共交通網：赤実線

② 基幹的な道路網：青点線

- ◆ 基幹的な病院について、当該計画上の定義を具体的に明示

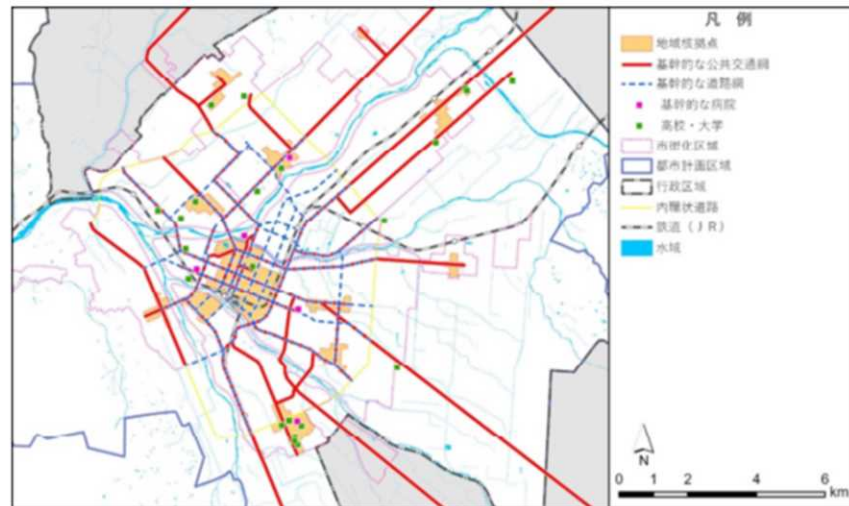


図 居住誘導を図る上での基幹的な公共交通網・基幹的な道路網

【居住誘導を図る上での基幹的な公共交通網】

都市計画マスタープランで示す主要幹線・幹線道路網のうち、①地域核拠点や周辺市町村を結ぶバス路線、②高校や大学、基幹的な病院に通じるバス路線、③幅員が一定程度（片側2車線）かつ**運行便数が多い主要なバス路線**など、道路整備の状況や公共交通の利用動向等を踏まえ、コンパクトなまちづくりに向けた居住誘導を図る上で、将来にわたり交通利便性等の確保を目指すべき公共交通網。

【居住誘導を図る上での基幹的な道路網】

内環状道路内側の幅員が一定程度（片側2車線）確保又は計画されている道路など、道路整備の状況等を踏まえ、コンパクトなまちづくりに向けた居住誘導を図る上で、将来にわたり交通利便性等の確保を目指すべき道路交通網。

【基幹的な病院】

中核的な病院（北海道医療計画において二次救急医療機関に定められた病院）のうち、病院群輪番制実施医療機関に指定されている JA 北海道厚生連旭川厚生病院、旭川赤十字病院、独立行政法人国立病院機構旭川医療センター、市立旭川病院、旭川医科大学病院。

【5 誘導区域及び誘導施設等の設定】 2 居住誘導区域の設定_ [2] 居住誘導区域の設定条件

- ◆ 除外要件の「災害による被害が特に大きいと想定される区域」について、「安全性や快適性の高いゆとりある住環境の確保」で示した内容を踏まえて変更
- ◆ 変更内容
 - 策定時
 - ・ 対象降雨 おおむね100～150年に一度発生するような大雨
 - ・ 浸水深 浸水想定区域(浸水深5m以上)
 - 改定(案)
 - ・ 対象降雨 おおむね1000年に一度発生するような大雨
 - ・ 浸水深 浸水想定区域(浸水深3m以上)
ただし、浸水深5m未満かつ避難受入可能な施設から約800m以内の範囲は除く。

【5 誘導区域及び誘導施設等の設定】 2 居住誘導区域の設定_ [3] 居住誘導区域の設定

- ◆ [2]居住誘導区域の設定条件の変更に応じた居住誘導区域を記載
- ◆ 居住誘導区域の要件の見直しに伴い、忠和地区及び近文地区の一部について、居住誘導区域から一般居住区域に変更

[3] 居住誘導区域の設定

設定の考え方や設定条件に基づき、居住誘導区域は下図のとおりとします。



図 居住誘導区域

表 居住誘導区域の面積及び人口等

区域面積	約 3,120ha
区域内人口	約 140千人
区域内人口密度	44.7人/ha
対市街化区域面積割合	39.2%
対市街化区域人口割合	43.9%

注：居住誘導区域の面積はGISによる求積値
人口は区域に重なる500mメッシュの面積割合から按分算出

【6 防災指針】 1. 防災指針の概要

◆ 「6-1. 防災指針の概要」として、次の内容を記載

■ 背景・目的

- 2020年(令和2)年に都市再生特別措置法が改正され、新たに立地適正化計画への「防災指針」の記載が位置づけられたことにもない定めることになったこと
- 居住誘導区域内の災害リスクを分析して課題を抽出し、その課題に対する防災対策の取組を定めること

■ 位置付け

- 防災指針は、上位計画である「旭川市強靱化計画」に即するものであること
- 防災指針は、「旭川市地域防災計画」と連携を図るものであること

6 防災指針

6-1. 防災指針の概要

【1】背景・目的

「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現に向け、2014(平成26)年に都市再生特別措置法が改正され、「立地適正化計画制度」が創設されました。

本市としては、この制度に基づき、2018(平成30)年に「旭川市立地適正化計画」を作成したところであり、災害による被害が大きいと想定される区域は居住誘導区域に含めない範囲とするなど、災害への対応を考慮した計画としていました。

その後、近年の自然災害の頻発・激甚化を踏まえ、災害リスクを勘案した防災まちづくりを推進するため、2020(令和2)年に都市再生特別措置法が改正され、新たに立地適正化計画への「防災指針」の記載を位置づけられ、この度、居住誘導区域内の都市防災に関する機能の確保を図るための指針を定めることになりました。

この章では、前章までに定めた居住誘導区域において、災害に関するリスクを分析して課題を抽出し、その課題に対する防災対策の取組を定めることで、立地適正化に向けた基本方針である「安全性や快適性の高いゆとりある住環境の確保」を目指します。

【2】防災指針の位置づけ

本指針は、防災分野の上位計画である「旭川市強靱化計画」に即するとともに、「旭川市地域防災計画」と連携を図ります。

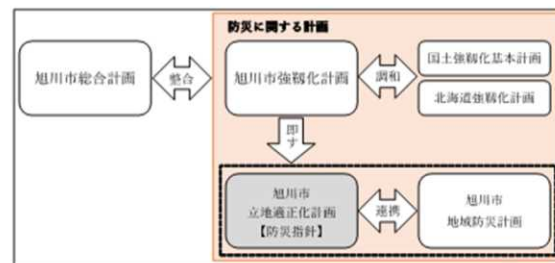


図 防災指針の位置づけ

表 関連計画の概要

計画名	計画概要
旭川市地域防災計画	市域における防災に関する一連の災害対策を実施するに当たり、市、防災関係機関、市民及び事業所が実施すべき事務を定めた計画
旭川市強靱化計画	平時の備えを中心にまちづくりの視点も合わせた事前防災・減災に係るハード・ソフト両面での包括的な計画

【6 防災指針】 2. 居住誘導区域の災害リスク分析

◆ 「6-2. 居住誘導区域の災害リスク分析」として、前項で定めた居住誘導区域に残存する災害リスクの分析結果を記載

◆ 災害リスク分析の内容

■ 洪水災害

- ① 洪水浸水想定区域
- ② 垂直避難の対応性
- ③ 避難所へのアクセス低下の可能性
- ④ 医療・福祉機能低下の可能性
- ⑤ 長期に渡る避難の可能性(浸水継続時間)
- ⑥ 家屋倒壊の危険性

■ 土砂災害

- ① 土砂災害特別警戒区域
- ② 急傾斜地崩壊危険区域
- ③ 土砂災害警戒区域
- ④ 大規模盛土造成地

【1】洪水災害

【洪水災害】洪水浸水想定区域

居住誘導区域内では、春光台・鷹の巣地区を除き浸水が想定されており、道路冠水や建物浸水のリスクがあります。

その多くは0.5m以上3m未満ですが、中央地区、神楽地区、神居地区、北星地区、春光・末広地区等の一部においては、3m以上5m未満の浸水が想定されております。

0.5m以上3m未満の浸水については、床上浸水や1階部分の水没、3m以上5m未満の浸水については、2階部分の水没の可能性があります。

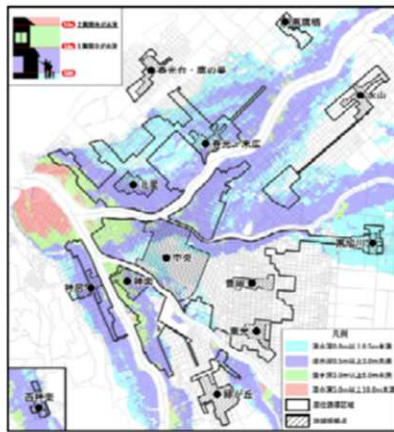


図 洪水浸水想定区域

【洪水災害】垂直避難の対応性

建物階数が浸水深に対して低い場合は、垂直避難が困難な建物が生じるリスクがあります。中央地区、神楽地区、神居地区、北星地区、春光・末広地区等の一部においては、0.5m以上5m未満の浸水が想定されております。

0.5m以上3m未満の浸水が想定される地域については、2階への垂直避難が可能となりますが、1階建ての建物については、垂直避難が困難であるため、水平避難による対応が必要となります。

3m以上5m未満の浸水が想定される地域については、2階建ての建物等は垂直避難が困難となるため、水平避難による対応が必要となります。



図 洪水浸水想定区域と垂直避難の対応性

【6 防災指針】 3. 居住誘導区域における防災上の課題整理

- ◆ 「6-3. 居住誘導区域における防災上の課題整理」として、「6-2. 居住誘導区域の災害リスク分析」で示した課題を整理して記載
- ◆ 洪水災害と土砂災害に分けて、居住誘導区域に残存するリスクとその課題を記載

【1】洪水災害

①残存するリスク

- ・ 0.5m以上3m未満の浸水が想定される地域については、2階への垂直避難が可能となりますが、1階建ての建物については、垂直避難が困難であるため、水平避難による対応が必要となります。
- ・ 3m以上5m未満の浸水が想定される地域については、垂直避難が困難となるため、水平避難による対応が必要となります。
- ・ 道路冠水等により避難所へのアクセス性の低下が懸念されます。
- ・ 医療・福祉施設については、浸水に伴う機能低下が懸念されます。
- ・ 浸水が24時間以上継続すると想定される地域があります。
- ・ 氾濫流又は河岸浸食により、家屋等の倒壊による被害が懸念される地域があります。



図 居住誘導区域内の災害リスク（総括）

②課題整理

- ・ 垂直避難が困難な地域や浸水被害のおそれ（床下浸水、床上浸水、水没、家屋倒壊等）がある地域が存在するため、災害リスク情報の周知、迅速な避難に向けた意識啓発、及び被害を低減するための取組を検討する必要があります。
- ・ 道路冠水等により避難場所へのアクセスが困難になる可能性があるため、状況に応じた避難行動や適正な避難誘導等について検討する必要があります。
- ・ 浸水想定区域に医療・福祉施設が存在し、機能停止に陥るおそれがあるため、災害対応力の強化について検討する必要があります。
- ・ 石狩川と美瑛川の合流部周辺、牛朱別川の左岸、神居地区、神楽地区の一部の地域において、浸水継続時間が長時間続く区域があるため、長時間の孤立状態や避難所生活の継続を見据えた対策の検討が必要です。

【2】土砂災害

①課題整理

- ・ 居住誘導区域外の土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域が分布するエリアについては、住民の安全性や快適性を確保するため、長期的な視点に立ち、居住誘導区域への誘導を図る必要があります。
- ・ 春光台や緑が丘に分布している大規模盛土造成地については、過年度調査の結果、安全であると評価されていますが、継続的な監視を実施していく必要があります。

【6 防災指針】 4. 防災まちづくりの取組

◆ 「6-4. 防災まちづくりの取組」として、取組方針と具体的な取組を記載

◆ 記載内容

■ 防災まちづくりに向けた取組方針

- ① 洪水・土砂災害対策の推進
- ② 避難環境の向上
- ③ 地域防災力の強化
- ④ 災害リスクの周知強化

■ 具体的な取組

具体的な取組について、「旭川市強靱化計画」や「石狩川上流治水協議会の流域治水プロジェクト」等に基づき、取組方針毎に記載

6-4. 防災まちづくりの取組

【1】防災まちづくりに向けた取組方針

①防災まちづくりに向けた取組方針

立地適正化に向けた基本方針「安全性や快適性の高いゆとりある住環境の確保」を踏まえ、居住誘導区域における防災上の課題に対する取組方針を次のとおりとします。

【取組方針】

- 洪水・土砂災害対策の推進
- 避難環境の向上
- 地域防災力の強化
- 災害リスクの周知強化

②具体的な取組

居住誘導区域内の防災上の課題の解消や更なる防災対策の向上のため、取組方針において設定した項目別に具体的な施策を位置づけます。具体的な取組については、本市の旭川市強靱化計画、石狩川上流流域治水協議会の流域治水プロジェクト等に基づき、災害種別毎の具体的な取組及び実施時期の目標を位置付け、官民一体となって更なる災害に強いまちづくりに取り組めます。

なお、実施時期の目標は、流域治水プロジェクトを踏まえ、短中期（概ねR12年頃）、長期（概ねR22年頃）の区分により示す。

表 居住誘導区域内の防災上の課題解消や更なる防災対策向上のための具体的な取組

取組方針	リスク分類		対策区分	具体的な取組	実施主体			スケジュール	
	回避	低減			市	道	国	短中期	長期
洪水・土砂災害対策の推進		○	○	市街地を洪水被害から守るための河道圍削、河床低下対策、履改築、侵食対策等		○	○		
		○	○	計画的な河道圍削等の実施、護岸改修等の修繕等		○			
		○	○	氾濫水を早期に排水するための内水排除や内水監視施設、雨水管の整備や改修等		○			
		○	○	下水道施設等の更新や整備		○			
		○	○	森林の水源涵養機能の維持・向上のための森林整備		○	○		
		○	○	民間施設の雨水流出抑制対策		○			
土砂災害		○	○	河川への流出を抑制する雨水貯留機能の向上		○	○		
	○		○	土砂災害特別警戒区域等の居住誘導区域除外、届出・勧告による居住誘導の推進		○			
		○	○	急傾斜地崩壊危険区域の対策		○			
	○		○	大規模盛土造成地の調査及び経過観察等による安全性確認		○			

■ : 実施 ■ : 随時実施

【7 誘導施策と届出】 1 都市機能の誘導に向けた主な施策, 2 居住の誘導に向けた主な施策

◆ 誘導施策についての変更点は次のとおり

- 国土交通省のコンパクトシティの形成に関連する支援施策集を基に時点更新
- 令和2年の都市再生特別措置法改正に伴い、都市計画事業認可みなし制度が追加されたことを受け、今後、道路・公園等の都市計画施設を円滑に改修できるよう、「老朽化した都市計画施設は、生活の安全性や利便性の維持・向上のため、計画的な改修、更新を進める。」という記載を追加

7 誘導施策と届出

7-1. 都市機能の誘導に向けた主な施策

都市機能誘導区域等において、都市機能の維持・集積を誘導するため、関連する計画等と整合を図りながら、地域の実情や社会情勢の変化等を踏まえ、次のような施策を進めていきます。

① 予算・金融上の支援措置

国等の支援策を活用し、対象となる施設の誘導を支援します。

支援策の例

【予算措置】

- ◇ コンパクトシティ形成支援事業、都市構造再編集中支援事業、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業による支援防災・省エネまちづくり緊急促進事業。

【金融措置】

- ◇ 国等による出資の活用に向けた情報提供
・ まち再生出資、共同型都市再構築、都市環境維持・改善事業資金融資

【その他】

- ◇ 財政・金融・税制上の支援措置

など

7-2. 居住の誘導に向けた主な施策

都市機能誘導区域及び居住誘導区域において、人口密度の高い居住地を形成するため、地域の実情や社会情勢の変化等を踏まえ、次のような施策を進めていくとともに、住み替えを検討している方などに対して、都市機能、公共交通及び防災に関する必要な情報を提供していきます。

- ◇ コンパクトシティ形成支援事業、都市構造再編集中支援事業、市街地再開発事業、防災・省エネまちづくり緊急促進事業、優良建築物等整備事業、スマートウェルネス住宅等推進事業、宅地耐震化推進事業
- ◇ 生活の安全性や利便性の維持・向上のため、老朽化した都市計画施設の計画的な改修、更新
- ◇ 都市機能、公共交通及び防災に関する情報提供
- ◇ 中心市街地におけるまちなか居住推進（住み替え情報の提供等）
- ◇ 都市計画の見直し

など

【8 計画の実現に向けて】 1. 取組の目標(指標と目標値)の設定

- ◆ 各目標に係る現在値を追記
- ◆ 居住誘導区域内人口に対する割合に関する目標値について、居住誘導区域の設定条件を見直すことにより、当該区域が一部変更となることから、そのことを踏まえて基準値及び目標値を更新
- ◆ 公共交通に係る目標として、地域公共交通計画と連携を強化するため、当該計画の目標を採用
- ◆ 防災に係る目標として、第8次旭川市総合計画推進計画に即し、当該計画の防災目標のうち、防災指針で定める具体的な取組を総括的に評価できる目標を採用

8 計画の実現に向けて

8-1. 取組の目標(指標と目標値)の設定

本計画では目指す都市像を「誰もが徒歩や公共交通で安心快適に暮らせる都市」と「北北海道の都市活力を牽引する都市」としており、これらの達成状況を示す指標とその目標値を次のとおり設定します。これらの指標の達成状況を随時、確認することにより、本計画に係る取組の効果検証を行うこととします。

○誰もが徒歩や公共交通で安心快適に暮らせる都市

指標	基準値	現在	目標値
居住誘導区域内人口の総人口に対する割合 (居住誘導区域内への居住誘導が進んでいるかを数値で計ります)	42.1% (平成27年)	42.4% (令和2年)	53% (令和18年)
公共交通の人口カバー率の維持(居住誘導区域) (※1)	94.3% (平成29年)	94.0% (令和4年)	94% (令和9年)
災害時の防災体制が良いと感じている市民の割合 (※2)	15.8% (令和元年)	15.8% (令和5年)	20% (令和9年)
快適に生活できる環境にあると感じている市民の割合(※3) (都市基盤や都市機能の整備状況、行政サービス体制など地域の総合的な快適性について市民の意識で計ります)	38.8% (平成29年)	40.6% (令和5年)	49% (令和18年)

○北北海道の都市活力を牽引する都市

指標	基準値	現在	目標値	
都市機能誘導区域内施設の市全体に対する割合(※4) (主要な都市機能が中心部に維持されているかを数値で計ります)	医療施設 (中核的な病院)	33.3% (平成29年)	31.3% (令和5年)	33%
	商業施設 (大型複合商業施設)	33.3% (平成29年)	30.0% (令和5年)	33%

※1=旭川市地域公共交通計画から採用した指標

※2=第8次旭川市総合計画推進計画の成果指標から採用した指標

※3=第8次旭川市総合計画の成果指標から採用した指標

※4=誘導施設の中でも、特に、日常生活面で重要と考えられる、医療施設である中核的な病院及び商業施設である大型複合商業施設の状況を重要視していきます。

資料編

◆ 専門的な用語の解説を追加

- おおむね1000年に1回起こる大雨の規模について、河川毎にその降雨量を具体的に記載

◆ 立地適正化計画の検討経過について、改定時の検討経過を追加

巻末資料

- ◆ 要配慮者利用施設
社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設
- ◆ 水災害
影響範囲や程度を即地的に定められない風雪害などを除いた、土砂災害、水害を指す。
- ◆ 流域治水
河川区域、氾濫域のほか、集水域を含めたすべての流域のあらゆる関係者が協働する治水対策
- ◆ 洪水予報河川
水位等の予測が技術的に可能な「流域面積が大きい河川」
- ◆ 水位周知河川
流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川
- ◆ おおむね1000年に1回起こる大雨の規模（洪水浸水想定区域指定の対象となる洪水予報河川・水位周知河川）

管理者	河川名	想定し得る最大規模降雨
国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部	石狩川	河川上流域の72時間総雨量348mm
	忠別川	河川流域の72時間総雨量457mm
	美瑛川	河川流域の72時間総雨量422mm
	牛朱別川	河川流域の72時間総雨量466mm
	オサラッペ川	河川流域の72時間総雨量478mm
	辺別川	河川流域の72時間総雨量477mm
	永山新川・牛朱別川	河川上流域の72時間総雨量474mm
北海道 旭川建設管理部	江丹別川	河川流域の24時間総雨量507mm
	倉沼川	河川流域の72時間総雨量515mm
	比布川	河川流域の24時間総雨量515mm
	ボン川	河川流域の24時間総雨量527.9mm
	ペーバン川	河川流域の72時間総雨量484mm
	牛朱別川・当麻川	河川流域の72時間総雨量493mm

- ◆ 水防法におけるその他の河川（水位の通知義務のない河川）
 - 北海道旭川建設管理部

河川名	想定し得る最大規模降雨
内大部川・オロエン川	内大部川流域2時間総雨量138mm、オロエン川流域に1時間総雨量125mm
伊野川	流域に2時間総雨量155mm
秋葉の沢川	流域に1時間総雨量125mm
西里川	流域に1時間総雨量126mm
拓北川	流域に1時間総雨量125mm
神居川	流域に1時間総雨量125mm
ヨンカシュッペ川	流域に2時間総雨量144mm
ハイシュベツ川・キムクシ ハイシュベツ川	ハイシュベツ川流域に1時間総雨量141mm、キムクシハイシュベツ川流域に1時間総雨量125mm
ウッベツ川	流域の2時間総雨量160mm
オホーツナイ川	流域の1時間総雨量125mm
南校川	流域の1時間総雨量125mm
五号川	流域の1時間総雨量125mm